

平成22年国勢調査第3次試験調査の実施方法等（案）

1 調査の目的

平成22年国勢調査の実施計画案を策定するために実施したこれまでの試験調査結果を踏まえ、調査方法、調査事務、調査票の設計等についての最終的な検証を行うとともに、地方公共団体における同調査の実施事務の準備に資することを目的とする。

2 検証事項

(1) 調査方法

ア 調査票の提出方法についての世帯への周知方法

イ インターネットを利用した電子調査票の提出方法（オンライン回収実施市区のみ）

(2) 調査事務

< 都道府県 >

都道府県要計表の作成方法

< 市 区 >

ア 郵送提出調査票の受付及び並べ替えの方法

イ 調査票未提出世帯の調査員への伝達方法

ウ 市区町村要計表の作成方法

< 指導員 >

ア 調査票未提出世帯の特定方法

イ 調査票の「世帯員の数」の『世帯名簿』への転記方法

ウ 抽出対象調査票の抽出方法

< 調査員 >

調査票の配布及び回収の方法

(3) 調査票の設計

「5年前の住居の所在地」欄及び「従業地又は通学地」欄の選択肢の変更（「大都市用調査票」と「一般地域用調査票」の統合）に伴う記入状況

3 調査の時期及び日程

(1) 調査の時期

調査は、平成21年6月12日（金）午前零時現在によって行う。

(2) 調査の日程

地方別都道府県・市区事務打合せ会

(市区・都道府県)

平成21年5月中旬

指導員・調査員事務打合せ会

(市区・指導員・調査員)

5月下旬

調査地域の確認(調査員)

6月1日(月)～6月3日(水)

調査票の配布(調査員)

6月4日(木)～6月11日(木)

調査期日

6月12日(金)

調査票の当初回収(調査員)

6月12日(金)～6月18日(木)

世帯からの調査票の提出期限(世帯)

6月18日(木)

『調査票の提出はお済みですか』(確認状)

の配布(調査員) 6月19日(金)～6月20日(土)

郵送提出調査票の受付・調査区番号順の

並べ替え(市区) 6月8日(月)～6月23日(火)

調査書類の市区への提出(調査員)

6月22日(月)～6月23日(火)

調査書類の指導員への交付(市区)

6月25日(木)

『世帯名簿』上の調査票未提出世帯の特定

(指導員) 6月25日(木)

調査票の単位区番号・世帯番号順の

並べ替え(指導員) 6月25日(木)

調査票未提出世帯の調査員への伝達

(市区) 6月26日(金)

調査票未提出世帯からの調査票の回収

及び聞き取り調査(調査員) 6月26日(金)～6月28日(日)

世帯からの調査票の最終提出期限(世帯)

6月28日(日)

調査書類の市区への提出(調査員)

6月29日(月)

郵送提出調査票の受付・調査区番号順の

並べ替え(市区) 6月24日(水)～6月30日(火)

調査書類の指導員への交付(市区)

7月1日(水)

調査票未提出世帯からの調査票の

回収状況の把握(指導員) 7月1日(水)

調査票の「世帯員の数」の『世帯名簿』

への転記(指導員) 7月2日(木)

調査票の検査(指導員)

7月3日(金)～7月6日(月)

抽出対象調査票の抽出(指導員)

7月6日(月)

行政情報等による欠損値等の転記(市区)

7月7日(火)～7月8日(水)

市区町村要計表の作成・審査(市区)

7月9日(木)

(政令指定都市要計表を含む)

調査書類の都道府県への提出(市区)

7月10日(金)

都道府県要計表の作成・審査(都道府県) 7月10日(金)

調査書類審査会(指導員・市区・都道府県) 6月下旬～7月上旬
 指導員・調査員報告会
 (指導員・調査員・市区・都道府県) 7月中旬
 市区事後報告会(市区・都道府県) 7月中旬
 都道府県事後報告会(都道府県) 7月下旬
 調査書類の総務省統計局への提出
 (都道府県) 7月下旬

4 調査の地域

(1) 市区

都道府県庁所在市及び都道府県庁所在市以外の政令指定都市(東京都の特別区を含む)の51市区とする。

(2) 調査区

上記(1)の区域に属する平成17年国勢調査調査区の中から、地域特性を考慮して選定する510調査区とする。

調査区は、総務省統計局が指定する地域特性に該当する調査区を市区が選定し、総務省統計局において他の統計調査の調査区との重複排除の調整を行った上で、総務省統計局長が決定する。

地域特性		調査区数	調査員数	指導員数
一戸建が多い地域		3 調査区	1 調査区担当 調査員：3人	1人
共同住宅	オートロックマンション1棟でいくつかの調査区を構成している地域	2 調査区	2 調査区担当 調査員：1人	
	ワンルームマンションなど単身者の多い地域	3 調査区	1 調査区担当 調査員：3人	
	その他の共同住宅の地域	2 調査区	2 調査区担当 調査員：1人	
計		10調査区	8人	1人

3 調査区のうち 1 調査区は、学生寮など、世帯員が30人以上の施設等の世帯を含む調査区とする。

5 調査の対象

調査の対象は、調査期日において、調査の地域内に常住する者とする。

ただし、外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く。

6 調査項目

調査票により、次の項目を調査する。

(1) 世帯員に関する事項（15項目）

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (ア) 氏名 | (ケ) 在学、卒業等教育の状況 |
| (イ) 男女の別 | (コ) 就業状態 |
| (ウ) 出生の年月 | (サ) 所属の事業所の名称及び事業の内容 |
| (エ) 世帯主との続柄 | (シ) 本人の仕事の内容 |
| (オ) 配偶の関係 | (ス) 従業上の地位 |
| (カ) 国籍 | (セ) 従業地又は通学地 |
| (キ) 現在の住居における居住期間 | (ソ) 従業地又は通学地までの利用交通手段 |
| (ク) 5年前の住居の所在地 | |

(2) 世帯に関する事項（5項目）

- | | |
|-----------|---------------|
| (ア) 世帯の種類 | (イ) 住宅の建て方 |
| (イ) 世帯員の数 | (オ) 住宅の床面積の合計 |
| (ウ) 住居の種類 | |

7 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務省統計局 - 都道府県 - 市区 - 指導員 - 調査員 - 世帯の流れにより行う。

(2) 調査の方法

ア 世帯を正確に把握するため、また、世帯が調査票を記入・提出しようというインセンティブを促進するため、調査員は所定の調査票配布期間に各世帯の居住確認を行いつつ、世帯と面接し、記入依頼を行った上で調査票を直接配布することを原則とする。

ただし、不在世帯については、日や時間を変えるなどして少なくとも3回以上訪問することとし、さらに訪問を繰り返しても直接配布が困難と想定される場合には、調査票を郵便受け等に入れるなどして配布しても差し支えないこととする。

イ 調査票は調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを世帯が自由に選択する方法とし、総務省統計局が指定する地域においてはオンラインによる回答も選択できることとする。

調査員に調査票を提出する場合には、世帯は『調査書類整理用封筒』に記入済みの調査票を入れて、封をして提出することとする。（全世帯封入方式）

なお、地域の実情に応じて、提出方法のいずれかを強調して周知することとしても差し支えないこととする。

ウ 調査票の当初回収期間に、調査員は原則としてすべての世帯を訪問し、世帯や世帯員の異動の有無を確認する。

また、調査票の提出を依頼し、郵送提出（又はオンラインによる回答）を

行う世帯以外の世帯から調査票を回収するとともに、面接ができなかった世帯や、郵送で提出（又はオンラインにより回答）する旨の申し出があった世帯に対し、所定の期間に『調査票の提出はお済みですか』（確認状）を郵便受けに入れるなどして配布する。

エ 調査票の当初回収期間内に調査票が提出されていない世帯（調査票未提出世帯）があった場合、調査員は、市区からの指示に基づき、次の方法により、当該世帯からの調査票の回収（フォローアップ回収）を行う。

(ア) 調査票未提出世帯を訪問し、面接の上、調査票を直接回収する。

(イ) 調査票未提出世帯が不在等の場合は、再三訪問して世帯との面接に努めることとするが、最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合には、市区又は指導員の指示を受け、当該世帯に対し、『調査票提出のお願い』（督促状）及び調査票等を当該世帯の郵便受けに入れるなどして配布するとともに、近隣の世帯の協力を得て、当該世帯についての聞き取り調査を行う。

(3) 報告の方法

報告は、世帯主（世帯の代表者を含む）又は世帯員が調査票に記入することにより行う。

8 調査の主要事務

(1) 都道府県の事務

- ア 指導員・調査員の任命及び総務省統計局への報告
- イ 調査の実施状況の把握
- ウ 『調査区要図』及び『世帯名簿』等の調査書類の審査
- エ 都道府県要計表の作成・審査
- オ 調査書類の提出
- カ 調査の実施状況等の記録及び提出

(2) 市区の事務

- ア 指導員・調査員の選考・推薦
- イ 指導員・調査員事務打合せ会の開催
- ウ 指導員・調査員への実地指導及び調査の実施状況の把握
- エ 郵送提出調査票の受付・調査区番号順の並べ替え
- オ 調査票未提出世帯の調査員への伝達
- カ 調査書類審査会の開催及び調査書類の審査
- キ 市区町村要計表の作成・審査
- ク 調査書類の提出
- ケ 指導員・調査員報告会の開催
- コ 調査の実施状況等の記録及び提出

(3) 指導員の事務

- ア 指導員事務打合せ会への出席及び自宅での準備
- イ 各種施設・地域団体に対する協力依頼
- ウ 調査員の指導・支援
- エ 『調査区要図』と『世帯名簿』の照合検査
- オ 『世帯名簿』上の調査票未提出世帯の特定
- カ 調査票の単位区番号・世帯番号順の並べ替え
- キ 調査票の「世帯員の数」の『世帯名簿』への転記
- ク 調査票の検査
- ケ 抽出対象調査票の抽出
- コ 調査の実施状況等の記録及び提出

(4) 調査員の事務

- ア 調査員事務打合せ会への出席及び自宅での準備
- イ 調査地域の確認及び世帯リーフレットの配布
- ウ 調査対象の把握及び調査書類の配布
- エ 調査票の当初回収
- オ 『調査票の提出はお済みですか』（確認状）の配布
- カ フォローアップ回収及び聞き取り調査
- キ 調査書類の整理及び提出
- ク 調査の実施状況等の記録及び提出

9 結果の検討

結果の検討は、次により行う。

- (1) 調査員は、調査票の配布・当初回収状況、フォローアップ回収状況等を記録する。
- (2) 指導員は、調査票未提出世帯の特定、調査票の単位区番号・世帯番号の並べ替え、調査票の「世帯員の数」の『世帯名簿』への転記及び抽出対象調査票の抽出の状況等を記録する。
- (3) 総務省統計局、都道府県及び市区の職員（以下「調査関係者」という）は、調査員と共に実地に巡回し、その状況を記録する。
- (4) 市区は、調査関係者の出席の下に、調査書類審査会を開催し、審査状況等を記録する。また、調査関係者の出席の下に、指導員・調査員報告会を開催し、指導員及び調査員から調査状況、意見、感想等を聴取する。
- (5) 市区は、指導員・調査員指導、郵送提出調査票の受付・調査区番号順の並べ替え、調査票未提出世帯の調査員への伝達及び市区町村要計表の作成等の調査事務の状況を記録する。
- (6) 都道府県は、市区職員の出席の下に、市区事後報告会を開催し、調査の実施状況、意見・提案等を聴取する。

- (7) 総務省統計局は、調査終了後、都道府県職員の出席の下に、都道府県事後報告会を開催し、調査の実施状況、意見・提案等を聴取する。
- (8) 総務省統計局は、調査票その他関係書類を審査・集計するとともに、調査の実施状況に関する所要の分析・評価を行う。

10 その他

第3次試験調査は、国勢調査令第15条第1項第6号及び第2項第8号に規定する「調査方法についての基礎調査」として実施する。

なお、調査の実施については、統計法に基づく一般統計調査としての承認を受けている。